

給食費の一部補助について

「実費徴収に係る補足給付事業」により給食費の一部を給付します。このチラシは皆様に配布していますので、「1. 対象者」をご確認のうえ、該当される方は、申請書を提出してください。

1. 対象者

①②の両方に該当する場合に対象となります。

- ① 私学助成幼稚園又は認定こども園（国立・公立大学法人立）の在園児
- ② 生活保護受給世帯や里親に委託されている児童（※ファミリーホーム委託児童も対象となる可能性があります。）又は、
保護者の令和6年度市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯（概ね年収360万円未満相当）
又は、
第3子以降の子ども

所得割額の算定について

住宅借入金等特別控除や寄付金控除等が適用されている場合は、控除前の金額で判断します。

第3子の数え方

小学校3年生以下から数えます。

小学校就学前の子どもは、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育事業・特別支援施設・企業主導型保育施設等に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援等を利用している子どものみを数えます。

満3歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生	小学 4年生	小学 5年生
								
第3子	カウント しない	第2子	カウント しない			第1子	カウントしない	

2. 対象費用

前期：令和6年4月～9月分、後期：令和6年10月～令和7年3月分の副食費（おかず等に要する費用）

主食費（米等）や預かり保育の副食費は対象外です。

3. 給付する金額

「保護者が園に支払った副食費」と「4,800円に対象期間における在籍月数を乗じて得た額」とを比較して低い方の額（前期と後期の2期に分けて計算します。詳細はP.2参照。）

※令和6年4月より給付上限額が4,700円から4,800円に引き上げされました。

4. 申請手続

【提出書類】 申請書 〈対象の子ども1人につき1枚〉

＜令和6年1月1日現在の住所が伊丹市以外の場合、以下の書類も必要です＞
令和6年度市町村民税所得割額がわかる課税証明書 〈父母両方〉

【提出期限】 令和6年7月19日（金）

【提出先】 在園している幼稚園

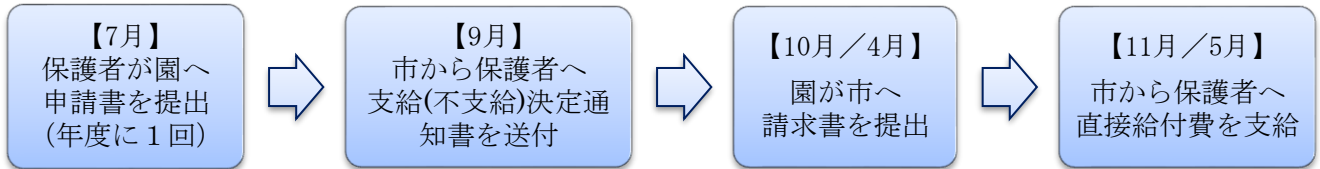
令和6年1月1日に伊丹市居住の方は申請書のみ※提出してください。
（※住民税未申告の場合は、住民税申告を行う必要があります。）

5. 支給決定時期及び支給時期

令和6年9月末ごろ、支給（不支給）決定通知書を送付いたします。

また、支給は前期と後期の2期に分けて、保護者の口座へ振込によって行います。4～9月分は11月末頃に、10～3月分は5月末ごろに支給する予定です。

6. 支給までの流れ（予定）



7. よくあるご質問

Q. 支給金額はどれくらいですか？

A. 計算方法は下記のとおりです。（前期と後期に分けて計算します。）

例）前期の在籍期間：4月～9月（6か月） 給食費のうち、副食材料費：月2,000円

- (a) 支払った額 2,000円×6か月＝12,000円
- (b) 給付上限額 4,800円×6か月＝28,800円
- (c) 支給額 12,000円（aとbを比較して、低い方の額）

Q. 令和6年度市民税所得割額がわかる課税証明書とはどのような書類ですか？

A. 令和6年1月1日時点住所地の市区町村で取得可能な書類です。

「令和6年度市民税・県民税課税（所得）証明書」と呼ばれる書類を指します。

Q. 市町村民税所得割額はどちらでわかりますか？

A. 上記Q記載の課税証明書や下記書類でご確認ください。

- ・給与から市民税が天引きされている方 市民税・県民税特別徴収税額の通知書
- ・個人で納付している方 市民税・県民税納税通知書

住宅借入金等特別控除や寄付金控除等が適用されている場合、控除前の金額で判断します。控除前の金額が分からない場合、市民税の通知書等を教育保育課にお持ちいただければ計算します。

Q. 収入のない配偶者も市町村民税所得割額がわかる証明書の提出が必要ですか？

A. 収入のある配偶者の扶養に入っている場合、提出は不要です。

Q. 両親共働きの場合、どちらの課税額を確認すればいいですか？

A. 父母ともに課税されている場合は合算して審査いたします。単身赴任等でどちらかが本市に住民票がない場合は課税証明書等の提出が必要です。

Q. 市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯が申請した場合、どうなりますか？

A. 市で審査のうえ、不支給決定通知書を送付します。

Q. 昨年度に支給決定を受けた子どもが、今年度も同じ園に通っていますが、申請は必要ですか？

A. 年度に1回、申請が必要です。支給決定の有効期間は年度末までとなりますので、今年度も改めて申請書を提出してください。

実費徴収に係る補足給付費支給申請書

伊丹市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報・住基情報等の公簿、通園先が有する園児名簿、徴収金台帳等を伊丹市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付費受給資格審査、給付費の算定、その他の附帯業務のために伊丹市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、伊丹市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第7条に基づき、以下のとおり申請します。
- なお、実費徴収に係る補足給付費の請求は、園長又は設置者に委任します。

フリガナ	イタミ タロウ	続柄	住所	伊丹市 千僧1-1-1-111号
申請者氏名 (保護者名)	伊丹 太郎 (※)	父 (母)	電話番号	080-1234-5678 (母携帯) ※日中連絡がとれる連絡先をご記入ください。
対象の子ども	フリガナ 氏名	イタミ ハル 伊丹 春	備考	
		生年月日	平成 令和 年 月 日	
		利用施設名	幼稚園	
年1月1日 現在の住所	父親	☐ 伊丹市内 ☒ 伊丹市外(△△市) ※	母親	☒ 伊丹市内 ☐ 伊丹市外() ※

※ 現住所と市区町村が異なるときは、記入した住所地の市区町村で発行される住民税所得割額がわかる証明書(課税証明書等)を添付してください。

伊丹市外の場合、△△市で発行される市町村民税所得割額が分かる証明書(課税証明書等)を添付してください。

伊丹市内の場合、課税証明書等は不要です。

【世帯の状況】
※世帯分離をしていても同住所の場合は同居扱いになります。

(単身赴任等で同居していない場合も記載してください。)	対象子どもの保護者・同一生計の者	フリガナ 氏名	対象子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1	イタミ タロウ 伊丹 太郎	父	備考 大・昭・平・令 年 月 日	県△△市(単身赴任)
	2	イタミ ハナ 伊丹 花	母	備考 大・昭・平・令 年 月 日	就労
	3	イタミ ナツ 伊丹 夏	兄	備考 大・昭・平・令 年 月 日	幼稚園
	4	イタミ フユ 伊丹 冬	妹	備考 大・昭・平・令 年 月 日	
	5			備考	
	6			備考	

書き間違えた場合は、間違えた部分に二重線を引いて、印鑑を押し、空いているスペースに正しい内容を書いてください。

※修正ペンや修正テープは使用しない。

実費徴収に係る補足給付費は、下記口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・労金・農協	伊丹	本店・支店 出張所・支所
預金種別 口座番号	普通 当座	0 0 3 4 5 6 7	
口座名義人 (カタカナ)	イタミ タロウ		

※施設等利用給付と同様に入金口座をご記入ください。

※預金種別は普通・当座に限ります。 ※ゆうちょ銀行は、他

- ・預かり保育料を請求(償還払い)する場合、施設等利用費請求書に記載する口座(P.4参照)と同じ口座を書いてください。
- ・口座名義人は、必ず申請者と同じ名前を書いてください。

ゆうちょ銀行の場合、通帳を開いた1ページ目に印字してある支店名(漢数字3桁 例)四三八)と口座番号(7桁)を書いてください。

201...
の...
第1...
個...
本...
書・運転経歴証明書・写真付の身分証明書または【2点確認:公的医療保険の保険証年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書】を提示(施設を経由する場合は写しを添付)したうえで、備考欄にご記入ください。

【提出前のチェック】

伊丹市から施設等利用給付認定を受けていますか？	☐
生活保護受給世帯等や保護者の令和 6 年度市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯ですか？ あるいは、第 3 子以降の子どもですか？	☐
令和 6 年 1 月 1 日現在の住所が伊丹市外である父母の課税証明書等を添付しましたか？（配偶者の扶養に入っている方の証明書は不要です） ※伊丹市で発行された課税証明書等の添付は不要です。	☐
申請書に押印しましたか？	☐
書き間違えた場合は、間違えた部分に二重線を引いて、印鑑を押しましたか？ （※修正テープや修正ペンを使用しない）	☐
申請者と口座名義人は同じですか？	☐
口座名義は、施設等利用費請求書（★）と同じ口座を記載していますか？ （預かり保育料を請求される方は、同じ口座を書いてください。）	☐

★施設等利用費請求書（預かり保育料を請求するための様式）

様式第 2 号

（宛先）伊丹市長

＜裏面も記入してください＞

請求日 20 年 月 日

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設利用費

【20 年 月 ～ 20 年 月分請求用】

5. 償還払いの振込先銀行口座を記入して下さい(※4)

金融機関名			預 金 種 目	☐ 普通	☐ 当座
★	銀行・信用金庫	支 店	口 座 番 号		
	農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	※4	

※4 口座名義人と表面 1. 「保護者（請求者）」は同一人をお願い致します。

幼児教育・保育の無償化について、 随時情報更新中！

施設等利用給付認定の変更・更新は、
忘れずに申請を！



伊丹市 教育保育課



<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KODOMO/HOIKU/index.html>

【お問い合わせ先】

伊丹市教育委員会事務局 教育保育課
〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
TEL 072-784-8035（直通）